

令和8年度 第2回総合教育会議 議事録

1 日 時

令和8年8月4日（火） 午後1時30分から午後3時まで

2 場 所

市川市役所第1庁舎5階 第4委員会室

3 出席者

田中 甲 市長
高木 秀人 教育長
山元 幸恵 教育委員
広瀬 由紀 教育委員
田中 大介 教育委員
駒 久美子 教育委員
関係職員（24名）

4 協議

市川市教育振興大綱（案）及び同具体化パッケージ（案）について

5 議事概要

○深沢企画課長

皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
事務局の企画課深沢です。本日はよろしくお願いいたします。

それでは本日の資料を確認させていただきます。

まず、

○本日の次第

○資料1 市川市教育振興大綱（案）

○資料2 市川市教育振興大綱（案）の概要

○資料3 市川市教育振興大綱具体化パッケージ（素案）について

また、参考資料として、欠席される委員の意見を配布させていただいております。

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

それでは、市川市総合教育会議の運営に関する要綱6の（4）に基づき、公開・非公開の決定を行いたいと思います。

なお、総合教育会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4第6項の規定に基づき、原則公開となっております。

本日の議題については、非公開事由に該当する議題ではないと思われますので、会議を公開することといたしますが、よろしいでしょうか。

————— 異議なし —————

ありがとうございます。

本日の傍聴希望者は6名でございます。それでは、傍聴希望者が入室いたします。

————— 傍聴者入室 —————

傍聴人の皆様にお願いがございます。恐れ入りますが、傍聴にあたりましては先ほどお渡しいたしました「傍聴に関する注意事項」を遵守いただきますようお願い申し上げます。

はじめに、本日の出席者についてご紹介させていただきます。

- ・市川市長 田中 甲 （たなか こう）
- ・教育長 高木 秀人 （たかぎ ひでと）
- ・教育委員 山元 幸恵 （やまもと ゆきえ）
- ・教育委員 広瀬 由紀 （ひろせ ゆき）
- ・教育委員 田中 大介 （たなか だいすけ）
- ・教育委員 駒 久美子 （こま くみこ）

なお、大高 究（おおたか きわむ）教育委員については、本日も欠席になります。

次に、市長部局の職員及び教育委員会事務局の職員を紹介させていただきます。

- ・企画部 部長 西村 直（にしむら ただし）
- ・企画部 次長 染谷 俊存（そめや としのぶ）

- ・ 財政部 部長 田中 雅之（たなか まさゆき）
- ・ こども家庭部 部長 山室 繁央（やまむろ しげお）
- ・ こども家庭部 次長 宮崎 美穂（みやざき みほ）
- ・ 文化国際部 部長 日暮 真司（ひぐらし しんじ）
- ・ スポーツ部 部長 小島 信也（こじま しんや）
- ・ 教育振興部 部長 根本 泰雄（ねもと やすお）
- ・ 教育振興部 次長 品川 貴範（しながわ たかのり）
- ・ 教育振興部 次長 植松 紀彦（うえまつ のりひこ）
- ・ 学校教育部 部長 小林 義行（こばやし よしゆき）
- ・ 学校教育部 次長 富永 進也（とみなが しんや）
- ・ 学校教育部 次長 森角 有和（もりかく ゆうわ）

それでは、ここからの会議の進行は市長にお願いいたします。
市長、よろしくお願いいたします。

○田中市長

ただ今から、令和8年度第2回「市川市総合教育会議」を始めさせていただきます。
教育長をはじめ、委員の皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

■協議 市川市教育振興大綱（案）及び同具体化パッケージ（案）について

○田中市長

それでは協議事項

「市川市教育振興大綱（案）及び同具体化パッケージ（案）について」の協議に入ります。

まず始めに、大綱の案についてです。

7月に開催された第1回会議において、新たな大綱の「将来像」と「基本方針の施策の方向性」について協議を行いました。

前回の会議で教育委員会に出された意見を取りまとめ大綱の案をご提案いただくようお願いしておりましたので、取りまとめた大綱（案）について教育長より説明をお願いします。

○高木教育長

はい、教育長でございます。前回の総合教育会議におきまして、新たな教育振興大綱について、大きく2つの提案をさせていただきました。

1つは将来像の明示、もう1つは施策として社会教育を明示することでございます。現行の大綱は3つの基本方針に基づいてまとめられておりますが、本市における教育が目指す姿については、

示されていないといった状況でございました。

そこで、昨年度、市長に策定いただきました教育振興大綱具体化パッケージで示されました「～市川クオリティ・ロゴス～ 言葉の力で 未来を拓く 市川の教育」を将来像として踏襲することについて提案させていただきました。

私からはこの将来像について、またこの後、教育振興部長からは基本方針を含む新たな大綱の全体についてご説明させていただきます。

まず資料1の3ページをご覧ください。

冒頭に将来像としまして、「～市川クオリティ・ロゴス～言葉の力で 未来を拓く 市川の教育」ということを大きく示させていただきまして、その下に5段落構成で、その意図・内容を説明させていただいているところでございます。

まず1段落目でございますけれども、「言葉の力」の考え方と、その重要性について記載させていただきました。「言葉の力」は情報を理解し、他者が表現する意図や背景を推察しまして、論理的に意見を述べ合ったりすることで、課題を解決する力であること、また複雑化する現代社会で生き抜くために重要性が増していることなどを示させていただきました。

次に2段落目でございますけれども、「言葉の力」は学校教育だけではなく、様々な教育の面でも重要である旨を記載させていただきました。社会教育では、社会教育人材のネットワークを形成する、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力、コーディネート能力として、学校教育では、自らの課題を発見し解決する、読解力とコミュニケーション能力として、幼児教育では遊びを通じた体験による生きる力の基礎として、この「言葉の力」が発現するという形でまとめさせていただきました。

次に3段落目でございます。「言葉の力」は市民や児童一人ひとりに影響を与えるだけではなく、社会教育、学校教育、幼児教育の活動が有機的に関わり合い、高まっていくことで、地域コミュニティの形成にも繋がるということとさせていただきました。

次に4段落目でございます。前回の総合教育会議でいただきました「言葉の力」は、読む・聞く・話す・書く、の4技能に加え、それ以外の様々な表現活動をされているお子様を含めた教育を推進するといった要素が重要ではないかといったご意見を踏まえさせて、書かせていただきました。読む・聞く・話す・書く、の4技能に留まらず、様々な個性や特性を持った人たちによる多様な表現手段もまた「言葉の力」であるという形にさせていただきました。

最後に市川市の目指す教育の姿につきまして、改めて、「～市川クオリティ・ロゴス～言葉の力で 未来を拓く 市川の教育」を将来像とするということでもまとめさせていただきました。

私からは以上になります。引き続き、教育振興部長から基本方針や計画期間を含む新たな大綱の全体についてご説明させていただきます。

○根本教育振興部長

はい、教育振興部長です。

恐れ入りますが、資料2「教育振興大綱（案）の概要」をお願いいたします。

まず右上の対象期間です。

大綱の対象期間につきましては、企画部と教育委員会事務局で調整のうえ、検討させていただきました。

大綱の期間は法律の定めはないものの、文部科学省より地方公共団体の長の任期や国の教育振興基本計画の計画期間に鑑み、4、5年程度を想定していることが示されております。

本市におきましては、これまでも地域住民の意向をより一層反映させるという文部科学省が示す大綱の考え方に基づき、民意を代表する立場である市長の任期にあわせた4年間としていたことから、新たな大綱においても対象期間を、令和9年度から12年度までの4年間としてご提案いたします。

次に、基本方針についてです。

第1回総合教育会議においてご提案させていただいたとおり、

基本方針1では社会教育を含む地域と共にある教育、

基本方針2では誰一人取り残さない教育、

基本方針3では質の高い学校教育、

としております。

この基本方針のもと推進する施策につきましては、生活習慣の改善や体力向上など、前回委員の皆さまからいただいた意見を全て反映しております。

その他に、これまで教育委員会が取り組んでおり、今後も推進の必要があるものや市として今後推進していく必要がある施策について、企画部と教育委員会事務局で調整を図り追加のうえ、整理いたしました。

それでは、基本方針ごとに説明させていただきます。

はじめに基本方針1です。

基本方針1「すべての人の人生を豊かにする 社会につながる、地域とともにある教育」では、施策の目標を3つ設定いたしました。

1つ目の目標は、「すべての世代で心身の健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸を図ります。」です。

これを実現する施策として、「生活習慣の改善」、「体力向上」、「食育」の3つを掲げました。

2つ目の目標は、「読解力やコミュニケーション能力などを身につける機会を創出し、国際社会

で生き抜く力を育てます。」です。

これを実現する施策として、「英語教育」、「読書活動、図書館の充実」、「市立高等学校の創設」の3つを掲げました。

3つ目の目標は、「誰もが生涯を通じて、自ら学び続けられる環境を提供します。」です。

これを実現する施策として、「より主体的に社会参画に関わる教育」、「社会教育、リカレント教育」、「文化財の保存・活用」の3つを掲げました。

次に、基本方針2です。

基本方針2「多様な子どもたちの可能性を広げる 誰一人取り残さない教育」では、施策の目標を2つ設定しました。

1つ目の目標は、「多様な個性や特性、背景を有する子どもたちがともに学び合う、包摂的な学びを提供します。」です。

これを実現する施策として、「包摂的な学び」、「特別支援教育」、「不登校児童生徒への支援」、「外国籍児童生徒への支援」の4つを掲げました。

2つ目の目標は、「子育て家庭の教育に係わる負担を軽減し、家庭の状況による教育格差や体験格差を解消します。」です。

これを実現する施策として、「多様なニーズに応じた居場所づくり」、「家庭の状況によらない学びの機会の確保」の2つを掲げました。

最後に、基本方針3です。

基本方針3「子どもたちに夢や目標を与える質の高い教育」では、施策の目標を3つ設定しました。

1つ目の目標は、「子どもたち一人ひとりに寄り添い、探究心を育む質の高い学びを提供します。」です。

これを実現する施策として、「探究的な学び、主体的・対話的で深い学び」、「個別最適な学び・協働的な学び」の2つを掲げました。

2つ目の目標は、「幼児期からの学びと育ちの連続性を確保し、子どもたちの資質・能力を育みます。」です。

これを実現する施策として、「幼保小の連携・幼児教育」、「小中一貫教育」の2つを掲げました。

3つ目の目標は、「教職員が子どもたち一人ひとりに向き合える環境を整え、豊かな教育活動につなげます。」です。

これを実現する施策として、「学校環境整備・老朽化対策」、「子どもと向き合う時間の確保と働き方改革」の2つを掲げました。

説明は、以上でございます。

○田中市長

ありがとうございました。

ただ今、大綱案について説明がありましたが、教育委員の皆さんから大綱案についてご意見を伺いたいと思います。大高委員からご欠席にあたり、ご意見をいただいていると伺っておりますので、教育委員会事務局からまずご紹介いただきたいと思います。

○竹内教育政策課長

はい、教育政策課長です。よろしくお願いします。

大高委員から事前にご意見をいただいておりますので代読させていただきます。なお、いただいた意見につきましては、参考資料として本日配付をさせていただきます。

初めに将来像について概略です。

「言葉の力は非常に重要だと考えている。現在の日本語は若者言葉と言われるように、本来の言葉の意味が世代間で解釈が異なり、コミュニケーションが本当にとれているか疑問に感じる。

このままでは平仮名、片仮名、漢字というたぐいまれな日本語の文化、美しい日本語が失われてしまうのではないかと心配している。

グローバル社会となり、使える外国語も1カ国では不十分と言われるなか、英語力を身につけることも大事ではあるが、我々は日本人であり、日本語が基本だと思う。

まずは国語力を伸ばすことが大事だと感じる。まさに4技能が重要で、現在の子どもたちはタブレットなどにより文字を書く機会が減少していることや、人前で話す機会、コミュニケーションする機会も減少し、言葉の力が低下していると感じる。

保護者世代から日本語の使い方や文化に対する理解がないことや時代背景などもあり、難しい問題ではあるが、市として教育において、言葉の力を念頭に置く方針は重要だと考える。」

次に基本方針1について代読です。

「(1)生活習慣の改善については、健康寿命に直結することであり、子どもだけでなく大人にとっても重要であるとする。

若いころから正しい生活習慣を身に付けることが重要であり、子どもたちが「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣を身につけるためには、親の協力が不可欠である。

また、子どもだけでなく、親自身も正しい生活習慣について理解と意識をする必要がある。

体力向上については、現在の子どもたちの運動時間は昔と比べて減っており、これも重要であると考え、やはり遊ぶ場所や運動する場所が無いなどの問題もあるが、現在は地域の活動が盛んになっている面もある。

まずは子どもたちが野球やサッカーなど地域で行われているスポーツに参加し、夢中になれる活動を見つけることが大事であると感じる。

学校の体育館にもエアコンがつくようになるので、そのような環境を工夫して使うなど、子ども

たちがスポーツに親しむ機会を設けることが重要であると考える。

食育については、給食費の無償化も含めてよくやってもらっているので、ぜひこのまま取り組みを継続させてください。」

最後に基本方針2と基本方針3について代読です。

「特にないが、将来像にあった通り、日本語に焦点を当てて欲しいと感じる。」とのご意見をいただいております。以上でございます。

○田中市長

ありがとうございました。大高委員からのご意見を紹介してもらいました。

それでは、山元委員より順次ご発言をいただき、最後に駒委員ということでご意見を拝聴して参りたいと思います。山元委員どうぞよろしくお願いします。

○山元委員

よろしくお願いいたします。私からは、まず将来像についてです。

中学2年生の国語の教科書に大岡信(おおおか まこと)さんの『言葉の力』という文章が載っております。その中で、言葉は口先だけのもの、語彙だけのものではなく、それを発している人間の確かな人間力に裏付けられたとき、美しい言葉、正しい言葉になると示されております。

まさに、言葉の力で未来を拓く市川の教育。ここで言う言葉の力とは、一人ひとりの子どもたちが自分のそれぞれ持って生まれた個性に、確かな自己肯定感を持った上で、豊かなその子だけの自己実現を図るため、何事にも挑戦できる言葉の力、言い換えるなら人間力を培う教育を目指すものであると理解しました。それゆえにこの将来像は大変適切であると考えています。

次に基本方針についてです。まず基本方針の1番の中で特に私は(2)の部分について意見を述べさせていただきます。

これまでも会議の中で、英語教育の重要性や国際化における国際理解の深化を図ることの必要性に触れてきました。ただ、そのような中で根底をなすのが、その次の読書活動の充実だと考えます。大高先生も日本語を大切にというお話がありましたが、やはり日本語の力を培うために、いかに読書教育を充実させていくかが大変重要です。市川市はもともと先進的な取り組みを進めてきたはずですが、時代の流れの中で今大変残念な状況にあるのではないかと考えています。

これを転換していくために、私が各学校を回って感じることは、学校図書館が非常に疲弊しています。蔵書の数や子どもたちが本当に興味を持って読みたいと思う本を取りそろえることができない。物流を使って中央図書館から運んでいただけないという大変ありがたいシステムはあります。しかし、それだけでは網羅できないし、いつでも色々なことに興味がある子どもが自由に本をとれる環境の充実が必要です。また、今の子どもはやはり文字に馴染めない子もたくさんいますので、朗読や映像などと兼ね合わせての読書教育というのもこれから必要になってくると思います。それらを含めて、

この読書教育の充実があらゆる面で重要になってくると感じています。

それから市立高等学校の創設とございます。子どもたちに将来の夢、或いは自己実現を図るために必要な機会を与えるという意味で、ここに載っているものと理解します。ただ、本当に子どもたちのためになる市立学校にするためには、その前の段階で十分な議論と十分な準備が必要です。これから少子化も進み、私立学校の無償化も進む中で、本当に価値ある学校をつくり出せるのかを真剣に議論していく必要があると強く感じています。

次に、2 番目の多様な子どもたちの可能性を広げる誰一人取り残さない教育。この文言を決めるときにとても私が大事にした言葉の1つである、誰一人取り残さない。やはり私たち公教育にあずかる人間として、様々な立場の様々な子どもがいるわけです。その子の一生はかけがえのない一生なので、その子に対して十分な教育の機会を与えるということは、一番大事にすることと思っています。そういう中で特に③の不登校児童生徒への支援については、不登校のための居場所づくりを昨年から非常に積極的に進めていただいて、だんだん充実してきていることと思います。

今日の朝日新聞に載っていたOECDの調査研究では、参加する30数カ国で不登校児童が大変急増している。これは日本だけの問題ではなく、非常に多様化する現代社会の反映なのかもしれません。その中で各国が大切にしていることとして、1つは学校が子どもにとって安心していられる場所であるという居場所づくり。もう1つ、家庭への支援というのが1つの柱になっていると載っていました。

とにかく子どもが不登校になったとき、保護者は本当にショックを受けます。実際それによる離職率、特に母親の離職率が大変高いというデータも出ています。子どもが不登校という状況になったとき、決して親子を孤立させない、将来に悲観させないための支援が必要です。現在市川市でも、教育センターを中心にかなり充実した教育相談を行っておりますけれども、相談活動或いはカウンセラーの働きで孤立させないという視点も引き続き大事にしていきたいと強く思います。

もう1つ、外国籍児童生徒への支援です。私も現場にいたとき、色々な国の子どもたちが教室の中で一緒に学び、遊び、部活をしている姿を見てきました。子どもたちは意外に壁なく一緒に勉強します。一緒にふざけます。一緒に部活もします。ただ、実際、その外国籍の子どもたちが進学しよう、色々しようというときには非常に大きな壁があるのも事実です。

今の日本社会では色々な考え方がありますが、人口が大きく減少している中で、今いる日本に訪れてきている外国の人達にしっかりとした国民であり市民になっていただくということも大事だと思います。もし定着するのであれば、少なくともプラスに働いていくためには、その外国から入ってきている方々に対して、きちんとした教育をするということが第一歩だと思います。学校では様々な取り組みをしていますが、実は非常に大変なのは親御さんへの指導になります。言葉も通じませんし、家庭環境・価値観も違うなど様々です。このような部分については、学校の力ではどうにもなりません。ぜひ、市長部局には、こういった様々な問題にご尽力いただいていますので、そういうところとの連携を今後は模索していく必要があるのではないかと強く感じています。

最後に、3 番目の質の高い教育の実現です。これは市民全員の願いです。親御さんはもちろん、教師も、子どもたち一人ひとりの可能性を高めたい、自己実現を図らせたいと、常に思っています。そのために主体的・対話的な学び、協働的な学びなど、これからの新しい視点での教育を実施していかなければなりません。

そのための研修等も充実していく必要がありますが、やはりそれを実現する上でどうしても欠かせないのが環境の整備です。具体的には、I C T 環境、図書館環境。私は、理科の教師ですが、理科の実験や観察する環境。音楽であれば、音楽を親しむための環境。様々な環境を引き続き充実させていくこと。そして、そこで実際に教える教師が本当に子どもたちと向き合い、そこに全精力を傾けられる環境の構築を市として支援していくことが質の高い教育の実現に向けた一番近道ではないかと考えています。私の考えは以上です。

○田中市長

はい、ありがとうございました。それでは引き続き広瀬委員、よろしくお願いします。

○広瀬委員

教育委員の広瀬です。よろしくお願いいたします。まず将来像に関してですが前回、こちらの会議で言葉の力の意味についてもう少し広く捉えてほしいという話をさせていただきました。早速取り入れていただき大変感動しております。やはり本当に多様なお子さんや大人も含めている中で、言葉のニュアンスの受け取り方も様々と思っておりましたので、多様性を尊重する社会を実現するということもお示しいただいて、非常にうれしく感じている次第です。

続いて基本方針のところですが、1 番の方ですけれどもすべての人の人生を豊かにするための教育ということで非常に広くとらえていると感じます。

その中で言葉のあやかと思うのですが、(1)の②の体力の向上のところ、市の強いお気持ちのあらわれかと思いましたが、子どもを始めとしたすべての世代の基礎体力を向上させ、というような文章が使役形で書かれています。最終的に向上するかどうかはその人に体力がついていくというニュアンスと捉えると、させるというよりはそこに繋がるというような意味で私は捉えました。その辺りは多分市の方針等も関係もあるかと思うので、やや色々な捉え方があると感じた次第です。

基本方針2に関してですけれども、(1)のところで、最初に包摂的な学びというのが一番に来たというのはすごく嬉しく感じています。

多様な個性や特性を持つお子さんたちも含めてすべてのお子さんたちがともに学ぶ機会を持ち、そこで学び合うということでこれからの持続可能な社会を築くため、この先なかなか読めないと言われておりますが、その中で多様な人たちが手を取り合って考えていくことの大切さが市川市の教育として前面に出ているということは非常に強いメッセージではないかと感じていま

す。その辺りもすごく期待しているところです。

続いて基本方針の3に関してですけれども、(2)の幼保小の連携、幼児教育というところで書かれている内容に関してです。私は教育委員になってから小学校もよく行かせていただくようになりました。もともと幼稚園によく行かせていただいています。特に市川市は公立幼稚園などもよく行かせていただきますが、本当に全国でも珍しい特別支援学級を設けています。

その教育課程は分けるための教育ではなく、共にあるための教育課程を通常級の先生と協力し合いながら作っています。教育課程のあり方、先生の支援の入り方、一緒にできることは一緒にしている姿を見守る、その加減の素晴らしさも見えて教えていただくことが多いと感じています。

ここで言う幼保小の連携、幼児教育のところでは、架け橋の話題でも小学校側の教育をゴールとするのではなく、幼児期の学びをベースに繋げていく趣旨の内容が示されるとよいと感じています。文言としては小学校の学習へのスムーズな接続を図るという文言で書かれていますが、その幼児期の学習をベースとして小学校側が幼児期の学びを踏まえた教育の展開を図るというようなことをぜひ盛り込んでいただきたいと感じた次第です。

私の方からは以上です。ありがとうございます。

○田中市長

はい、ありがとうございました。それでは田中委員どうぞよろしくお願いします。

○田中委員

委員の田中でございます。私もまず1つ目として、将来像について意見を述べさせていただきます。

この教育振興大綱が市民に対するメッセージという意味で考えると、この教育振興大綱において将来像として1つのまとまったビジョンを出すこと、このことについては市民にとって分かりやすいと捉えて非常に良いと感じます。

そしてこの言葉の力というのも、この言葉自体が市民にとってわかりやすいと思っています。先ほど山元委員のお話にあった本の中の言葉、言葉というのはかなり重要なものとして皆さんが共感できるのではないかと私としては感じています。

また前回の広瀬委員のご意見を聞いてなるほどと思ったところ、今回も「読む、聞く、話す、書くの4技能に留まらず、様々な個性や特性を持った人たちによる多様な表現手段もまた『言葉の力』である」となっている点についても非常に賛同いたします。

ただどうしても言葉の力っていうところは、言葉にこだわって改めて見てみると、多様な表現手段と使うと、受け取る人によってはどちらかと言えば発信の方に少し重きを置いた言葉なのかなと読んだときに受け取りました。せっかくですので他の言葉でより適切な表現があるなら、い

ろいろ検討いただければと感じたところです。

自分でも他の言葉で表現できないか少し考えてみました。

例えば、この様々な個性や特性を持った人たちによるといった場合には、「一人ひとりの気持ちや考えを伝える力、理解する力、共感する力もまた言葉の力である」とより広げた表現を繋げてもこの第2段落との関係においてもそんなに変ではないかと、思った次第です。

○田中市長

先生、今のところもう一度教えてください。

○田中委員

はい。例えば、「様々な個性や特性を持った人たちによる一人ひとりの気持ちや考えを伝える力、理解する力、共感する力、もまた言葉の力である」、というふうにするので、ボディランゲージなどすべてのものを使うので、力っていう方に重点を置いています。

言葉と力がありますので、言葉が4技能とすると力というのはもう少し違う表現とする構造が私としては頭の中に浮かびました。将来像についてはこのような意見であります。

基本方針1についてはすべて重要だと思います。

これを読んだときに私としては文化財の保護・活用が掲げられていることは、この教育振興大綱の中で市の特色をしっかりとアピールすることにおいて、明記されていることにとても意味があると感じました。

基本方針2については、資料2の方を見たときに他の基本方針が3つに分けられているところを2つに留まっているもので、3つに分けるという選択肢もあるのか、それともないのかというところを個人的には感じました。

多様な子どもたちの可能性を広げる誰一人取り残さない教育というこの基本方針のフレーズ自体はとてもいい表現だと思います。(1)のところで若干気になったのが、この中に不登校児童生徒の支援が入っていて、それが個性や特性や背景を有する子どもの中に入れてしまっている点です。現象として不登校状態が起こっているというところがこの(1)に入るのかどうか気になったところです。

例えば別枠にするとしたら、すべての子どもたちに安心できる学習環境、居場所を提供します、というような形で(3)のように出てきて、この(1)の③の不登校児童のことについては、私は弁護士でどうしても子どもの権利という観点からすると、いじめや不登校については、そもそもその支援を充実させるということよりも、防止というか発生しないってところの方にもものすごく意味があると考えます。

支援を充実したからといって対策をしてないとは思いませんが、例えばこのいじめと不登校のところが、安心できる学級づくりや居場所づくりという中で、防止とさらに不幸にもい

じめが起こった場合、不登校にも色々な理由が当然ありますので、自ら望まずに不登校状態になっている生徒であるとか、そうではなくてもその教育という観点では、その支援の充実という形で幅広くメッセージを送ることが、この基本方針2の誰一人取り残さないっていうところにすぐ繋がって強い思いが出るのかなと私自身は感じております。

基本方針3につきましては特に個別に申し上げることはありませんが、先ほど大高委員の意見でも将来像で言葉の力に繋がるというところでもありますけれども、この②の個別最適な学び・協働的な学びというところでは、私としては具体的な施策やメッセージと考えるときにやはりどうしても言葉の力が強く出ているような施策が位置付けられると思います。

私としては音楽、芸術、運動など、その子ども一人ひとりの興味に応じて活躍する場を与えていただけたらいいかと思います。

特に私は教育委員として色々見学させていただく機会では、市川市文化会館での発表会に小学生が実際に出ているのを見て、非常にこういう場を提供するっていうことがまさに公の教育として重要だなと思います。

この個別最適な学び・協働的な学びの中に音楽、芸術、運動など幅広い体験の機会をぜひ設けていただければと思っております。以上です。

○田中市長

はい、ありがとうございました。それでは駒委員、どうぞよろしくお願いします。

○駒委員

はい。駒でございます。今回のこの教育振興大綱（案）を拝見いたしまして、全体として、非常にこれらの取り組みを推進することによって、子どもの豊かな可能性が引き出されるというふうに感じております。

まず将来像についてのところですが、**「言葉の力で 未来を拓く 市川の教育」**は、とても魅力的な将来像だと思います。一方で、令和7年度の東京書籍による中学校の国語の教科書のコンセプトで、この**「言葉の力で未来をひらく」**という同じフレーズがございまして、この教科書は令和7年度に改定されておりまして、4年間このコンセプトとなりますので、市川市の令和8年度の使用教科用図書の選定というところでは、中学校の国語は教育出版を選定しておりますので特に問題はないかと思いますが、将来像というのは最初に人目を引く部分でキャッチーなものでございますから、そこが少々気になりました。

また、言葉の力が**「読む・聞く・話す・書く」**に限定しないということであれば、先ほど田中委員もおっしゃったように、少し言葉を言い換えてもいいのかなと。言葉の力ということはそのまま残しつつも、私もそこに**「表現する力」**とか**「伝える力」**とか、そういったことを含めてい

ただいてもいいのかなと思いました。

それから基本方針1のところでは、(2)読解力やコミュニケーション能力などを身につける機会を創出しのところでは、これも以前から申し上げていますが、英語教育が一番上にきておりますけれども、大高委員、山元委員がおっしゃったように、やはり国語力が重要になると思うので、まずは読書活動、図書館の充実があつてからの英語教育かなと思いました。幼児期から生涯を通して読書するということが考える力、感じる力、創造する力といったことを育て、生きる力の基盤となっていくと思います。

実際に2019年に国立青少年教育振興機構が実施した調査結果では、幼少期の読書経験が成人になってからの自己効力感や社会性、学びへの意欲にポジティブな影響を与えるということが明らかになっていますので、まずは国語力を身につけること、その上での英語教育の充実になるのではないかと考えています。

また③の市立高等学校の創設については、今後さらに検討を重ねていくことと思いますが、これは小学校から高等学校まで12年間の一貫した教育カリキュラムを構築できるということが特徴の1つになるのではないかと考えております。

そのため市立学校、或いは幼保も含めたそのカリキュラムの連続性といったことにも言及されてもよいのかなと思いました。

こうした12年間の一貫教育を通すことによって、子どもたちにそのシビックプライドが醸成されていき、結果としてその地域で活躍できる人材の育成に繋がるのではないかと考えました。

また、(3)①より主体的に社会参画に関わる教育 ということ、共生の視点から社会参画というものを考えた教育が実現できると、子どもたちにとって次の基本方針にも関わって、豊かな子どもの能力を引き出すことができるのではないかと考えます。

それから、基本方針2(1)のところでは4つに分かれて、①包摂的な学びというところに含まれると思いますが、先日、第5期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金のあり方に関する検討会を傍聴しておりましたが、その中で特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する特別の教育課程の編成などが研究されていたので、市川市の教育においても、そういった児童生徒への支援ということも言及されるとよいのかなと考えております。

それがこの包摂的な学びにも含まれるのかなと思いますし、それから基本方針3(1)個別最適な学びのところにも含まれていくのかなと考えました。

それから基本方針3のところでは、私自身も幼児教育が専門でございますので、(2)幼児期からの学びと育ちの連続性 ということ、①幼保小の連携・幼児教育の中で、遊びを通した学びということなんですけれども、6月2日に開催された中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会幼児教育ワーキンググループの取りまとめ案で、遊びの深まりということが位置づいていて、それを基本方針3(1)①探究的な学びのところに位置付けてもよいのかなと思

いましたので、これは大綱に位置づけるというよりはもしかしたら具体化パッケージに位置づけるのかもしれませんが。

それから（３）教職員が子どもたち一人ひとりに向き合える環境を整え、豊かな教育活動につなげますのところで、昨今の教員採用試験の倍率低下や教員不足が深刻化しているという現状がありますけれども、教員の本来の業務である教育活動に集中できる環境を整えることが何よりも重要であると思います。そうした業務の効率化のためにも、ＩＣＴの活用などを積極的に推進していただきたいなと思っております。

また、教育振興大綱がさらに精査されることと思えますけれども、細かいことで表記揺れが幾つかございましたので、そういったところもご確認いただけると良いかなと思います。

具体的には、ひらくというのが、開拓の開と拓と両方使われているとか、クオリティーとクオリティっていうのと、関わるなのか係るのかとか、最後の子どもが基本方針３の（３）だけ漢字になっているとかございましたので、その辺りもご確認いただければと思います。以上でございます。

○田中市長

ありがとうございました。

委員の皆さんからご意見いただきました。そのご意見を真摯に受けとめ、次期大綱をしっかりと作り上げていきたいと考えています。次回、本日頂戴いたしましたご意見を踏まえて、大綱の最終案として皆様にご報告をさせていただきます。

では、次に移ります。

市川市教育振興大綱具体化パッケージの案についてでございます。

前回の会議で新たに策定する大綱の内容を踏まえ、新たな教育振興大綱具体化パッケージの素案についても、教育委員会からご提案いただくようお願いいたしましたので、具体化パッケージの素案について教育委員会事務局より説明をしていただきたいと思います。

それではよろしくお願いします。

○根本教育振興部長

はい、教育振興部長です。

恐れ入りますが、資料３「教育振興大綱具体化パッケージ（素案）について」をお願いいたします。

先ほど協議いただいた新たな大綱に基づき、新たな教育振興大綱具体化パッケージの素案をまとめたものとなります。

具体化パッケージにつきましては、昨年度は本市の教育における喫緊の課題でもありました、

小中一貫教育の推進や英語教育、読書環境など、5つの施策を重点方針とし、その基で具体的な取り組みをまとめました。

新たな大綱におきましては、これら5つの施策を含む本市の教育の振興に必要な21の施策をまとめましたので、新たな具体化パッケージではこの21の施策に対し具体的な取り組みをまとめるよう構成を見直しております。

本日は新たな大綱で定めた施策の考え方にに基づき、取り組みの方向性をご提案させていただきます。取り組みの方向性についてご意見をいただいたうえで、その基で実施する事業につきましては次回ご提案し、ご意見をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、取り組みの方向性につきましては、現在の具体化パッケージを踏襲しておりますが、新たな大綱で掲げた施策を推進するため、新たに追加した取り組みの方向性については、“新”というマークを赤字で記載しております。本日は、この新たな取り組みの方向性について、ご説明いたします。

それでは、はじめに基本方針1です。

まず、大綱（案）の基本方針1の目的（1）、施策①にあたる施策1-1-1「生活習慣の改善」では、基本的な生活習慣を身につけることなどにより、生活の質向上を図る必要があることから、取り組みの方向性として「基本的な生活習慣の習得」を位置付けました。

次に、施策1-1-2「体力向上」では、子どもを始めとしたすべての世代の基礎体力の向上や、誰もが運動やスポーツに親しむ環境を整備する必要があることから、取り組みの方向性として「子どもの体力向上」と「学校施設を活用したスポーツ環境の整備」を位置付けました。

次に、施策1-2-2「読書活動、図書館の充実」では、読書に親しむ機会を創出する必要があることから、取り組みの方向性として「学校図書館の充実」を追加いたしました。

次に、施策1-2-3「市立高等学校の創設」では、未来の子どもたちに、新たな選択肢と目標を創出する必要があることから、取り組みの方向性として「市立高等学校創設に向けた検討」を位置付けました。

次に、施策1-3-1「より主体的に社会参画に関わる教育」では、子どもたちが主体的に社会参画する意識や生活する力を育てる必要があることから、取り組みの方向性として「キャリア教育、主権者教育の推進」を位置付けました。

次に、施策の1-3-2「社会教育、リカレント教育」では、学校卒業後も学びを受けられる機会を提供するとともに、誰もが社会や地域で活躍できる可能性を広げる必要があることから、取り組みの方向性として「公民館機能の充実」、「社会教育人材の育成」、「社会教育士と社会教育主事の連携強化」を位置付けました。

次に、施策1-3-3「文化財の保存・活用」では、市内の史跡などの歴史的・文化的資産の継承と、触れる機会を創出する必要があることから、取り組みの方向性として「史跡の整備と文化財の調査・研究」と「博物館の老朽化対策」を位置付けました。

それ以外については、昨年の具体化パッケージと同様となっております。

次に、基本方針２です。

基本方針２では、昨年度の具体化パッケージに示した取り組みの方向性に沿って施策を推進することとし、新たな取り組みの方向性として追加したものではありません。

次に、基本方針３です。

まず、施策３―１―２「個別最適な学び・協働的な学び」では、個々の特性に応じた指導や一人ひとりの興味・関心等に応じた学びを提供する必要があることから、取り組みの方向性として「個々の特性、興味・関心、能力等に応じた学びの提供」を位置付けました。

次に、施策３―２―１「幼保小の連携・幼児教育」では、幼児期の遊びを通した学びの提供と小学校の学習へスムーズな接続をはかる必要があることから、取り組みの方向性として「幼児教育と学校教育をつなぐ連携や支援の強化」を位置付けました。

最後に、施策３―３―２「子どもと向き合う時間の確保と働き方改革」では、教職員の多忙化解消を図り、子どもたちと一層向き合える環境づくりに努める必要があることから、取り組みの方向性として「教職員の就労環境の改善と業務の効率化の推進」を位置付けました。

それ以外については、昨年の具体化パッケージと同様となっております。

なお、昨年度の具体化パッケージでは、これまで取り組みの方向性として、小中一貫教育と学校施設の整備を１つの施策としておりましたが、新たな大綱では「小中一貫教育」と「学校環境整備・老朽化対策」をそれぞれ施策として位置付けました。

これにより、取り組みの方向性を“改”というマークのとおり変更しており、小中一貫教育を推進するための小中一貫型小学校・中学校の移行や、義務教育学校の移行に向けた取り組みなどについては、取り組みの方向性として「小中一貫教育とそれを支える学校施設の整備」に表現を見直しました。

そして、計画に基づく建替えや普通教室・特別教室のエアコンの更新・設置などの取り組みについては、取り組みの方向性として「学校施設の再整備」と「快適な教育環境の確保」に表現を見直しました。説明は以上でございます。

○田中市長

はい。ありがとうございました。先ほど教育振興大綱（案）でいろいろ委員の皆さん方から意見が出されました。それも踏まえて修正をお願いしたいと思います。今日はこのパッケージの素案でいきましょう。それでは山元委員より順次またご発言をいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○山元委員

まず、最初にこの基本的な生活習慣の習得という大変大きな課題が載ってまいります。これに

どう取り組むかについては、学校教育の中で行える部分と、市としてどのようにバックアップするか、これは非常に難しい問題だと思います。今後市として積極的にどのようなバックアップができるかご検討いただく必要があるのではないかと感じます。

実際に様々な家庭環境、特に親御さんが忙しい現状がありますので、非常に大切で難しい課題だと思っています。

先ほど申しあげました学校図書館の充実をぜひお願いしたいということをここに早速載せていただいていることは大変ありがたいと思います。ぜひ市として推進していただければと思います。

それからキャリア教育、主権者教育という部分ですが、学校で実際行われておりますが、正直大変大きな負担を伴っています。特にキャリア教育、いわゆる様々な社会に子どもたちが出ていろんなことを体験することはとても大事で成果も大きいとは思いますが、しかし、例えば行く先を探すところから始まって、様々なケア連絡、準備、その他本当にキャリア教育をより充実したものにしようと思うと大変な労力がかかります。こういう部分は地域支援との関係で地域支援者に積極的に入っていただいて、学校の持っているパワーだけでは足りない部分を積極的に取り入れられるシステムを市として積極的に推進していただきたいと思います。

不登校等については先ほどいろいろ申しあげましたので、その下の放課後活動の充実、朝の居場所の確保、多様なニーズに応じた居場所についてです。今世間でもこの朝の居場所の問題が大変大きな話題になっております。私自身、働く母親として早く出てもらわないと仕事に行けない、それも現実です。そうは言っても学校に行って学校で子どもの安全が確保できるかという問題もあります。それを教員がカバーするとなると、これまたとんでもないことになってしまいます。ですから、この朝の居場所の確保をもし市として今後推進していくのであれば、本当に子どもにとって安全な場所の確保はどう進めるか、積極的に議論し、ぜひシステムの構築に取り組んでいただけたらと思います。

その他は先ほど強くお願いしていろいろお話をさせていただきましたので、以上でございます。

○田中市長

はい。ありがとうございます。それでは引き続き広瀬委員、お願いします。

○広瀬委員

はい。具体的に21の内容に示されていてすごく興味深く拝見しました。

最初の1-1-1の生活習慣に関して習得となると先ほども言ったように家庭教育もそうですし、どこまで関わるかということも出てくると思います。

実際に自分も子育てをしていて周りの環境とかも見ながら考えるのは、習得は幼児期・乳幼児期にできていてそれを維持するところの難しさを見ると習得のみでなく、維持することも含めてとらえるといいかと思います。その中で、幼児教育で遊ぶことの楽しさというところがモチ

バージョンになって、そこに行くために自分の生活習慣を規則正しいものにすると子どもたちの中にはあると考えると、学童期以降は行きたくなる学校があるというところが、1つ大きいポイントにはなると感じた次第です。

続いて1-3-1のところは山元先生もお話いただきましたが、実際に自分の子どもも職場体験をさせていただいて、非常に有意義な経験をさせていただきました。それを学校の先生だけが準備して、いろいろと教育もされるというのは非常に大変だと母親視点から見ても感じました。

先ほど山元先生もおっしゃいましたが、やはり市として組織的に受け入れ先・学校・時期の調整が叶うのであれば本当にそれは素晴らしいことだと思います。今日、各部署の事務の方もいらっしゃると思いますので、ぜひ調整いただきたいと感じた次第です。

1-3-2ですが、社会教育士というワードが急に出てきましたので、次回以降説明していただきたいと思いました。

3-2-1のところの幼児教育との接続に関して、やはり幼児教育のところをベースにそれを学校側につなげていくというところで、連携支援というのを考えていただきたいというふうに思っております。

横浜のとある小学校についてニュースになっていたのですが、その特定の小学校では不登校児がゼロというような学校もあるようで、その取り組みの中では幼児教育の学びというのをベースにしながら学校の生活を中心として、子どもがわくわくするような授業展開というのをしている。まだまだ模索中なので、全学年でそれが上手くいっているわけではないですが、小学校のスタートを切るといったときに学校が楽しいものだ子どもたちの中に位置づけられて、それが学びに繋がっていくということが話題になっていました。

そうすると例えば2-1-3の不登校児童生徒への、先ほど田中委員もおっしゃっていましたが予防というところにも繋がっていくと思います。楽しい経験というのがそこにうまく繋がるような連携接続を考えていただきたいと思います。

3-1-2、個々の特性、興味・関心、能力等に応じた学びの提供についてです。

今ICTも充実してAIもかなり生活の中へ入ってきている中、生活のあり方も色々変わってきていると思っています。その中で子どもたちの得意とか強みというのも本当に多様で、今までの先生方がイメージしている普通の枠には収まらないというお子さんたちもこれからいろいろと出てくる、または既にでてきているかもしれません。以前も言いましたが普通のアップデートというところではすごく重要になってくるものだと感じました。

最後に3-3-2のところですが、これだけのたくさんのパッケージが出ていて、それを学校教育でできるところが一気に盛り込まれ学校の先生におりてくるとなると、先生方も非常に抱えきれない状況になってしまうのではないかなと感じるところです。すごく大事だと思う一方で、これが全て現場におりてきたときに先生方が大変にならないかが気になるところです。マストという言い方でおろすというよりは、現場の現状に応じて落とすところを探るということと、大事

なのは余白を作るというところ。これらが非常に大切であるとも思いましたので、それらも含めてこのパッケージを現場におろす際のところで意識していただければなと感じました。以上です。

○田中市長

ありがとうございました。何か今の発言ですぐにお答えしといたほうがいいなと思ったことはありますか。はい、どうぞ。

○高木教育長

教育長でございます。社会教育士でございますけれども、いわゆる社会教育主事講習を受講された方々を称号として、ここ五、六年ぐらい前から始まったものでございまして、今、全国で1万人位いらっしゃるところでございます。

例えば地域学校協働活動推進員さんで、社会教育士を取られて、その地域との関係をよくやられていて、例えばキャリア教育だと、職場体験とかをそういう人が一括して地域内の人を把握して、学校との調整をやられているといったような実態もあるところでございますので、そういった取り組みをぜひ進めていきたいなといった観点から入れさせていただいております。

○田中市長

はい。ありがとうございました。広瀬委員、ありがとうございました。それでは田中委員お願いします。

○田中委員

田中でございます。具体化パッケージについて、別の視点で今まであまり意見を言ってなかったこと、1-1-1の生活習慣の改善のところで基本的な生活習慣の習得ということは私も非常に重要だと思っています。今日の大高委員の意見や概要の資料のところで、「早寝・早起き・朝ごはん」という形で書きますがこれは誰がやるのかというと、もう皆さんもそうだと思いますが、家庭というふうになると、このメッセージ自体ものすごく大事だというふうに皆さん共感していただけたと思います。ぜひそれを具体的にどう形に表されて、どういうことでこれが繋がっているとか、100%ではなくてもこういうところを身につける生活習慣の改善に市として望んでいるんだ、というような具体的な施策がたくさん出てくることを望みます。

おそらく家庭教育というのが一番だと思いますけどそこはいろいろなやり方とかいろんな働き方がありますので、その家庭教育を本当は受けて欲しい方が受けれないとかっていう本当に色々なことがあります。施策の1-1-1と掲げていますので、そこはぜひ工夫していただいて、まずここをしっかりとっていただければと思っています。

あとは皆さんのご意見に繋げる形でいうと、1－3－1のキャリア教育という主権者教育の推進というところで、先ほど教育長から社会教育士と社会教育主事の連携強化ということで、学校だけにとどまらずいろいろコーディネートするような形があるのならば、おそらく私の感覚からすると、キャリア教育とか主権者教育を行う専門家であるとか、そこを外部でやっている団体であるとか、いろんな方がいるのかなと思っております。

例えば私は弁護士ですけれども、他の市でも主権者教育でいうと模擬選挙に協力することもあります。そういうときに学校の先生ってなかなかどこにどう繋がったらいいかわからないっていう意見があります。例えば市の中である程度そういう枠組みがあることを各学校に周知して、学校から応募した場合には繋げるという形であれば、スムーズにいくのかなというのがあります。模擬選挙についても個別の学校というよりは市の方で抽選の募集をして何件というふうに限ると、3年に1回ぐらいは順番で回ってくるという仕組みもできますので、ここはより具体的なことを検討していく中で、良いものができるのではないかと感じた次第です。以上です。

○田中市長

ありがとうございました。では引き続き駒委員よろしくお願いします。

○駒委員

駒でございます。基本方針1の1－3－3のところで、文化財の保存活用がありますので、学校教育における活用についてもここに位置付けておくとういのではないかと思います。

それから基本方針2の、2－1－4外国籍児童生徒等への支援で、日本語指導や通訳の充実というのはもちろんですが、教材を充実するということも重要になってくると思っております。それはもう1つ下の段階なのかなと思ったんですけれども、基本方針1－2－1の英語教育のところではオリジナルテキストの検討作成というふうにございますので、それと同レベルと考えるとこちらに教材の充実ということも位置付けてもよいのかなと思いました。

それから、基本方針3－1－1、3－1－2と、3－2－1が重なると思うんですけれども、先ほども申し上げましたように、幼児教育の中では遊びの深まりというのが1つ重要な単語になってくるかなと思います。遊びの深まりというのは、子ども自身が自分で探究的に遊びを深めていくということにも繋がると思うので、幼児教育の遊びの深まりを1つ、探究的な学びに位置付けてもよいのかなと思いました。

以上でございます。

○田中市長

はい。ありがとうございました。

次回、本日頂戴しましたご意見を踏まえて教育振興大綱具体化パッケージに位置づける事業を

整理して、教育振興大綱具体化パッケージの案について教育委員会からご提案をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

これで会議を閉じていきたいと思いますがよろしいですか。はい。

本日は皆様それぞれの専門的な視点から貴重なご意見を賜り誠にありがとうございました。

子どもたちにとってより良い環境、より良い社会未来となりますように、教育委員会と協議調整を行った上で、新たな教育振興大綱とこれを踏まえた新たな教育振興大綱具体化パッケージを作り上げていくことができればと考えております。

本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。市川市の教育振興のため、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして令和8年度第2回総合教育会議を閉会といたします。ありがとうございました。